



まちづくりの基本目標

# 「笑顔」 輝くまち

# 「笑顔」輝くまち

6

## コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立
- 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進
- 6-4 多文化共生社会の構築

7

## 地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8

## 健康

- 8-1 市民の健康づくり
- 8-2 医療保険制度の適正運用

9

## 子ども・子育て・若者

- 9-1 切れ目のない子育て支援
- 9-2 就学前教育・保育の充実
- 9-3 安心して子育てができる環境づくり
- 9-4 子ども・若者の育成支援

10

## 長寿・介護

- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

11

## 障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進

## 6-1 市民自治の確立

17

パートナーシップで  
目標を達成しよう

## 6-2 基礎的コミュニティの活性化

17

パートナーシップで  
目標を達成しよう

## 6-3 市民公益活動の促進

17

パートナーシップで  
目標を達成しよう

## 6-4 多文化共生社会の構築

10

人や国の不平等  
をなくそう

17

パートナーシップで  
目標を達成しよう

### 【分野の計画】

- ・第2次草津市協働のまちづくり推進計画  
(令和2年度～令和6年度 / まちづくり協働課)
- ・草津市多文化共生推進プラン  
(令和3年度～令和7年度 / まちづくり協働課)

基本方針

# 6-1 市民自治の確立

## 概要

市民主体のまちづくりを進めるため、多様なつながりの形成と協働の促進により、地域や世代を超えた力の結集を図るとともに、まちづくり活動の拠点となる施設の積極的な活用を促進します。

## 指標

市民主役のまちづくりが進んでいると思う市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
17.3	23.0	24.5	26.0	27.5

## 現況

多様な世代や分野、主体等による様々なまちづくり活動が展開されています。

## 課題

まちづくり活動の拠点となる施設の活用を図りながら、市民一人ひとりの学びを促進し、多様なつながりを築き、市民主体のまちづくりを進めていく必要があります。



行政

私たちの  
役割

市民



- 市民が積極的に市政に関心を持って参画できるよう、情報の共有を図るとともに、市民による主体的な活動への支援等を行います。
- 多様な地域課題を解決するため、様々な制度や組織が効果的に活用されるよう、協働によるまちづくりを推進します。
- 地域まちづくりセンターや市民総合交流センター等のまちづくり活動の拠点の効率的な活用を促進します。

市民・地域

- 市民一人ひとりの学びを通じた多様な世代や分野、主体等によるつながりを築きます。
- 地域のニーズを把握し、将来を見据えた市民主体のまちづくりを計画的に進めます。

事業者等

- 地域の一員として地域のまちづくり活動へ主体的に関わるよう努めます。
- 地域のまちづくり活動への参加や地域との連携強化に努めます。



施策	概要
----	----

<p><b>①市民自治の確立のための環境整備</b></p>	<p>市民や地域主体の組織の活動を支援するとともに、まちづくりの多様な主体間の連携を図り、協働を促進します。また、学びやにぎわい、交流を促進できるよう、市民ニーズに応じた拠点の活用を進めます。</p>
--------------------------------	--

	主要事業	
	名称	担当課
①市民自治の確立のための環境整備	まちづくり協議会推進事業	まちづくり協働課
	市民総合交流センター整備管理運営事業	
	地域まちづくりセンター管理運営事業	
	協働のまちづくり条例推進事業	

基本方針

## 6-2 基礎的コミュニティ\*の活性化

### 概要

住みやすいまちを築くため、基礎的コミュニティ（町内会や地縁に基づく各種団体）を中心とした顔の見える地域社会の形成を図ります。

### 指標

地域の組織やグループに加入している市民の割合 (%)	R2	R3	R4	R5	R6
	35.5	38.6	39.3	40.0	40.7

### 現況

地域の活動に参加しない、あるいは基礎的コミュニティ（町内会や地縁に基づく各種団体）へ加入しないなどコミュニティの希薄化が危惧されます。

### 課題

コミュニティ意識の高揚を図りながら、地域活動への参加を促すとともに、担い手確保や役員の負担軽減など、適切な組織体制や事業を検討する必要があります。



### 行政

### 私たちの役割

### 市民



- 基礎的コミュニティが継続して活動できるよう、コミュニティへの加入促進や活動の参加促進ならびに役員の負担軽減を図ります。
- 基礎的コミュニティの活性化を図るため、財政的な活動支援を行います。
- 地域における多様な手法や取組、様々な事象の情報提供に努めます。

#### 市民・地域

- コミュニティの伝統やノウハウを継承しながら、地域のつながりが広がるような組織や運営のあり方について見直します。
- 地域の人材を生かし、地域に必要とされるコミュニティ活動の展開を図ります。
- 町内会活動への積極的な貢献に努めます。

#### 事業者等



施策	概要
----	----

<p><b>①基礎的コミュニティ活動の支援</b></p>	<p>住民の実態やニーズの把握に努め、地域の諸課題を地域とともに向き合いながら、解決できるよう支援を行います。</p>
-------------------------------	---

	主要事業	
	名称	担当課
①基礎的コミュニティ活動の支援	行政事務委託事務	まちづくり協働課
	コミュニティハウス整備補助事業	

基本方針

# 6-3 市民公益活動\*の促進

概要

市民公益活動や各地域のまちづくりを担う団体の活動を促進するため、中間支援組織\*である（公財）草津市コミュニティ事業団等と連携を深めます。

指標

市民公益活動団体等の数  
(市民総合交流センター登録団体数)

R2	R3	R4	R5	R6
92	99	106	113	120

現況

ボランティア・各種団体等による市民公益活動が展開されています。また、地域内外の多様な人々が、SNS\*等のコミュニケーションツールにより柔軟につながるコミュニティが形成されつつあります。

課題

団体の活動場所や活動費の確保、担い手不足の解消、情報発信のための支援が必要です。また、既存の団体間の連携や、様々なコミュニティとのつながりを促していくことが求められています。



行政

私たちの  
役割

市民



- （公財）草津市コミュニティ事業団やまちづくりを担う様々な団体等と連携し、市民公益活動を促進します。
- 柔軟な対応により、市民や団体をはじめ、多様な人々をつなぐ役割を担っていきます。

市民・地域

- 市民公益活動団体、町内会等の地縁組織、様々なコミュニティがともに協力し合いながら、まちづくりを進めます。

事業者等

- ボランティア活動やイベント等、市民公益活動の様々な場面で連携を進めます。
- 市民公益活動や地域活動への支援・協力等、地域の一員として社会貢献に努めます。





施策	概要
----	----

<p><b>①市民公益活動の支援</b></p>	<p>ボランティアや各種団体等の公益活動を支援するため、中間支援組織である（公財）草津市コミュニティ事業団等と連携を図り、活動を支援する補助金制度の活用や、まちづくり講座、交流イベントを積極的に実施します。</p>
--------------------------	---

	主要事業	
	名称	担当課
①市民公益活動の支援	（公財）草津市コミュニティ事業団運営費補助事業	まちづくり協働課

基本方針

## 6-4 多文化共生社会\*の構築

### 概要

多様な人材が活躍でき、活気のあるまちづくりを進めるため、国籍や民族などの異なる人々がお互いの違いを認め合い、対等な関係が築けるよう多文化共生の推進に努めます。

### 指標

多文化共生に関する研修、交流会等の参加者数（人数）

R2	R3	R4	R5	R6
1,000	1,200	1,400	1,500	1,600

### 現況

近年、外国人住民が増加傾向にあり、市民の交流活動も文化や地域の垣根を越えた広がりを見せています。

### 課題

在留資格の拡大などにより、外国人の長期滞在・定住化が進んでいくことが予想されます。国籍などの違いにかかわらず、すべての人が、ともに地域で暮らす草津市民であるという認識のもとで住みよいまちづくりに取り組むことが重要となってきます。

## 興

## 行政

## 私たちの 役割

## 市民



- 外国人住民に対する様々な分野の行政サービスの向上に努めます。
- 日本人住民の国際理解や多文化共生に関する啓発を推進します。

### 市民・地域

- お互いの違いを理解し、尊重しながら、あらゆる人が住みよい多文化共生の地域づくりを進めます。

### 事業者等

- 文化的背景から生じる「違い」への理解と尊重に努めるとともに、提供するサービスに関する情報の多言語化を図るなど、多文化共生の推進に努めます。



施策	概要
----	----

<p><b>①多文化共生の推進</b></p>	<p>外国人住民が地域社会の一員として、日本人住民と共に地域の活動に参加できる多文化共生の地域づくりを進めるため、外国人住民のコミュニケーションや生活に関する分野の支援を行うとともに、地域社会への参画を促します。</p>
-------------------------	--

	主要事業	
	名称	担当課
①多文化共生の推進	国際交流推進事業	まちづくり協働課

# 「笑顔」輝くまち

6

## コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立
- 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進
- 6-4 多文化共生社会の構築

7

## 地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8

## 健康

- 8-1 市民の健康づくり
- 8-2 医療保険制度の適正運用

9

## 子ども・子育て・若者

- 9-1 切れ目のない子育て支援
- 9-2 就学前教育・保育の充実
- 9-3 安心して子育てができる環境づくり
- 9-4 子ども・若者の育成支援

10

## 長寿・介護

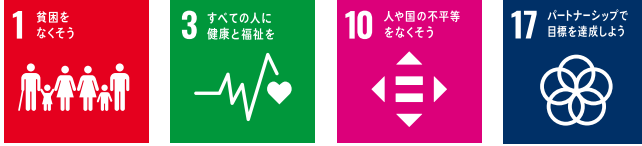
- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

11

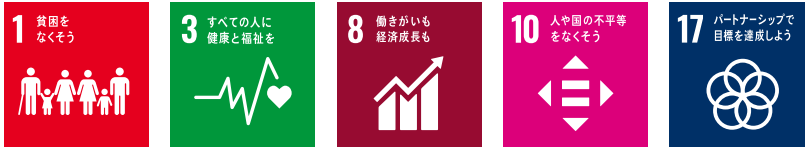
## 障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進

## 7-1 「地域力」のあるまちづくり



## 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実



## 【分野の計画】

- **第3次草津市就労支援計画**  
(平成29年度～令和3年度 / 商工観光労政課)
- **第4期草津市地域福祉計画**  
(令和3年度～令和7年度 / 健康福祉政策課)  
(関連計画)
- **第3次草津市地域福祉活動計画**  
(平成29年度～令和3年度) [(福) 草津市社会福祉協議会]

基本方針

# 7-1 「地域力\*」のあるまちづくり

## 概要

地域社会の問題に住民自らが気づき、主体的に、または関係する組織や行政等との協働を図りながら、問題解決や地域の価値を創造し、地域における多様な人々による助け合い・支え合いを推進します。

## 指標

「地域力」のあるまちづくりに満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
19.8	21.0	22.0	23.0	24.0

## 現況

少子高齢化や核家族化をはじめ、さまざまな社会環境の変化により、地域におけるつながりや支え合いの基盤が弱まり、地域コミュニティの持つ「地域力」が低下しています。

## 課題

支援が必要な人を地域全体で支えるため、地域福祉の担い手の育成や支え合いのネットワークの強化を進め、「地域力」を高めることが必要です。また、地域共生社会\*の実現に向け、地域と行政の協働による包括的支援体制の構築が必要です。

## 興

## 行政

## 私たちの役割

## 市民



- 中間支援組織\*である（福）草津市社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動を促進します。
- 地域生活の安心を支えるネットワークづくりの支援を行います。
- 地域福祉ボランティアの育成に努めます。
- まちづくり協議会、町内会、（福）草津市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体等との連携を推進します。
- 包括的支援体制の構築に向け総合相談機能の充実を図ります。

### 市民・地域

- 地域福祉活動に積極的に参画します。
- 地域福祉を支える一員として活動します。
- 隣近所の大切さを再認識し、地域内のコミュニケーションを進めます。

### 事業者等

- 行政と協働し、福祉のまちづくりを推進します。
- 地域福祉活動における協働に努めます。



施策	概要
①地域福祉の担い手の育成と活躍の促進	中間支援組織である（福）草津市社会福祉協議会と連携して、福祉講座等を実施し、地域福祉の担い手の育成や各種ボランティア活動の支援を行うとともに、地域での活躍を促進します。また、民生委員・児童委員等の、福祉の担い手の活動を支援します。
②地域福祉を支えるネットワークづくり	各学区社会福祉協議会およびまちづくり協議会や町内会の活動等を中心に暮らしの問題を解決する住民主体の活動を広げ、地域で支えるネットワークづくりを推進します。

	主要事業	
	名称	担当課
①地域福祉の担い手の育成と活躍の促進	民生委員児童委員協議会活動補助事業	健康福祉政策課
	社会福祉協議会活動補助事業	
②地域福祉を支えるネットワークづくり	社会福祉関係団体補助事業	健康福祉政策課
	地域福祉計画推進事業	
	災害時要援護者登録制度推進事業	

基本方針

# 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

## 概要

複合的な生活課題を抱える人、ひきこもりや生きづらさを感じている人・世帯の早期発見に努め、様々な福祉課題に対して、総合的な相談・支援を行います。

## 指標

「福祉の総合的な相談・支援の充実」  
に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
17.0	17.4	17.8	18.2	18.6

## 現況

昨今の社会情勢の影響や生活上の課題の複合化等によって、市民の間に生活の安定を確保することが困難な状況が生じています。

## 課題

課題を抱える人・世帯の把握に努め、各種社会保障制度や生活保護制度、生活困窮者自立支援事業、市営住宅の供給、就労支援等により総合的に支援する必要があります。



行政

私たちの  
役割

市民



- 健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立生活の確立に向けた援助を行います。
- 経済的な困窮時等、市民の生活安定の危機に対して、地域との連携を図り、早期発見に努め、適切な制度を活用し、生活安定や自立への相談・支援を図ります。
- 就職困難者等に対する就労相談に応じます。
- 住まいにお困りの所得が少ない人に対し、市営住宅の供給を行います。

市民・地域

- 生活困窮者やひきこもり等、様々な福祉課題については、相談機関や民生委員児童委員等に相談します。
- 様々な福祉課題に対して、各種支援制度を活用し、自立生活の確保に努めます。

事業者等

- 地域の雇用創出に努めます。
- 単身高齢者や障害者など、住宅の確保が困難な人に対し、民間賃貸住宅への適切な入居に努めます。





施策	概要
----	----

<p><b>①セーフティネット*の充実</b></p>	<p>経済的な困窮等、市民の生活安定の危機に対し、福祉施策や年金、生活困窮者自立支援事業等による支援、生活保護制度の適用を行います。また、働く意欲と能力のある人への就労支援および就労指導、住まいに困窮される人への市営住宅等の供給を行います。</p>
-----------------------------	--

<p><b>②福祉の総合相談窓口の充実</b></p>	<p>多様で複合的な生活課題を抱える人の相談を受け、相談者に寄り添いながら、共に課題を整理し、適切な支援を行います。</p>
-----------------------------	--

	主要事業	
	名称	担当課
①セーフティネットの充実	就労支援相談員配置事業	商工観光労政課
	生活保護費支給事務	生活支援課
	国民年金事務	保険年金課
	市営住宅運営事業	住宅課
②福祉の総合相談窓口の充実	生活困窮者自立支援事業	人とくらしのサポートセンター

# 「笑顔」輝くまち

6

## コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立
- 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進
- 6-4 多文化共生社会の構築

7

## 地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8

## 健康

- 8-1 市民の健康づくり
- 8-2 医療保険制度の適正運用

9

## 子ども・子育て・若者

- 9-1 切れ目のない子育て支援
- 9-2 就学前教育・保育の充実
- 9-3 安心して子育てができる環境づくり
- 9-4 子ども・若者の育成支援

10

## 長寿・介護

- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

11

## 障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進

## 8-1 市民の健康づくり



## 8-2 医療保険制度の適正運用



## 【分野の計画】

- 健康くさつ21（第2次）  
（平成25年度～令和4年度 / 健康増進課）
- 第3次草津市食育推進計画  
（平成30年度～令和5年度 / 健康増進課）
- 第2次草津市自殺対策行動計画  
（令和元年度～令和5年度 / 健康増進課）
- 草津市国民健康保険保健事業推進計画  
（特定健康診査等実施計画第3期およびデータヘルス計画第2期）  
（平成30年度～令和5年度 / 保険年金課）

基本方針

# 8-1 市民の健康づくり

概要

“誰もが健康で長生きできるまち草津”を目指し、健康寿命\*の延伸を図るため、体とこころの健康づくりや感染症予防への関心を高めるとともに、周囲の人の心身の不調に気づく重要性を周知し、心身の疾病予防・重症化予防を強化します。

指標

「市民の健康づくり」に満足している市民の割合 (%)	R2	R3	R4	R5	R6
	26.5	27.5	30.5	33.5	36.5

現況

個人や団体等の様々な主体が健康づくりに取り組んでおり、本市の平均寿命は男女ともに滋賀県および全国の平均を上回っていますが、一方で、がん検診や特定健診の受診率は低い水準となっています。

課題

健康づくりや感染症予防への関心をさらに高めるとともに、よりよい生活習慣の普及啓発やけん診受診率の向上への取組を推進することにより疾病や重症化を予防し、健康寿命の延伸を図る必要があります。また、新型コロナウイルス感染症\*の蔓延による経済悪化や生活環境の変化等の影響を受け、心身の不調をきたす人が増えることが懸念されています。



行政

私たちの  
役割

市民



- ライフステージに応じた健康づくりや生活習慣病等の予防に関する啓発活動と環境整備を積極的に行います。
- 心身の不調を抱えた人が相談しやすい環境整備に努めます。
- 健康推進員\*の育成や活動環境の充実に努めます。
- 感染症への正しい理解や予防に関する周知・啓発に取り組みます。
- 関係機関と連携し、予防接種や各種けん診の体制を充実させます。

市民・地域

- 健康づくりや感染症予防への関心をさらに高め、健康で衛生的な生活習慣を身につけます。
- 学校や職場等の身近な人への声かけや地域での見守りにより、心身の不調や生活の変化に気づくことができるよう、行動します。
- 予防接種や各種けん診を受診します。
- 健康推進員は、様々な世代を対象に健康づくりや健康増進の輪を拡げ、行政と地域のパイプ役として活動します。

事業者等

- 自らが持つ知識や技術等を活用し、市民の健康づくりを支援します。



施策	概要
①市民の健康づくり支援	市民の健康づくりを推進するため、事業者や地域団体等の様々な主体との連携を強化・拡大し、健康啓発や生活習慣の改善につながる取組を強化するとともに、地域の主体的な健康づくりの取組を支援します。また、多くの人が、心身の不調に気づき行動できるよう、ゲートキーパー*の養成に取り組むとともに、相談支援のネットワークを構築します。
②疾病予防対策の強化	疾病の予防と早期発見のため、各種けん診、予防接種について、体制の充実や啓発の強化による受診率等の向上を図るとともに、早期対応の勧奨に努めます。また、感染症に関する正しい理解の普及と予防の啓発に取り組めます。

	主要事業	
	名称	担当課
①市民の健康づくり支援	地域保健活動事業	地域保健課
	健康づくり推進協議会運営事業	健康増進課
	健康推進員活動事業	
	自殺対策緊急強化事業	
	食育推進事業	
	健康啓発推進事業	
②疾病予防対策の強化	感染症対策事業	健康増進課・ 新型コロナウイルス ワクチン対策室
	予防接種事業	健康増進課
	健康診査事業	
	歯科保健指導事業	

基本方針

## 8-2 医療保険制度の適正運用

概要

国民健康保険制度および後期高齢者医療制度について、国民健康保険の都道府県単位化や高齢化のさらなる進展を踏まえ、市民が安心して医療を利用できるよう安定運営を行うとともに、社会的に弱い立場にある方に対する福祉医療助成を行い、医療にかかる経済的負担の軽減を図ります。また、特定健康診査や特定保健指導等の保健事業を実施し、被保険者の健康寿命\*の延伸や医療費の適正化を図ります。

指標

「医療保険制度の適正運用」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
25.3	27.5	30.5	31.5	32.5

現況

国民健康保険制度および後期高齢者医療制度については、高齢化の進行や医療の高度化を背景に医療費が増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くことが見込まれます。

課題

国民健康保険制度および後期高齢者医療制度の安定運営を図るとともに、特定健康診査や特定保健指導等の保健事業を実施し、被保険者の健康寿命の延伸や医療費の適正化を図っていく必要があります。



興行

私たちの  
役割

市民



- 被保険者証の交付や保険給付、保険税・保険料の賦課・収納を適切に行います。
- 医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減します。
- 特定健康診査とがん検診の同時実施など、受診しやすい機会の創出や、受診勧奨を行うことにより、被保険者の健康管理意識の高揚と特定健康診査の実施率向上を図ります。

市民・地域

- 健康診査や保健指導を積極的に活用し、自らの健康増進に努めます。
- 医療保険制度を安定的に持続させるため、後発医薬品の利用や適正受診に努めます。



施策	概要
①国民健康保険制度の運用	保険財政の適正運営と被保険者負担の上昇の抑制を両立していくため、特定健康診査・特定保健指導*の実施等による健康の保持・増進と医療費の適正化を図るとともに、被保険者への啓発活動等、制度への理解促進の取組を強めます。
②後期高齢者医療制度の運用	被保険者への制度周知や健康診査等の保健事業による健康の保持・増進と医療費の適正化を図るなど、後期高齢者医療制度を適正に運用します。
③福祉医療費の助成	社会的に弱い立場の方の医療費負担軽減を図るため、心身障害者、重度心身障害老人等を対象に医療保険適用医療費の自己負担額の一部もしくは全部を助成します。

	主要事業	
	名称	担当課
①国民健康保険制度の運用	特定保健指導事業	健康増進課
	レセプト管理事業	保険年金課
	医療費適正化特別対策事業	
	特定健康診査事業	
	人間ドック等助成事業	
②後期高齢者医療制度の運用	後期高齢者健康診査事業	保険年金課
	後期高齢者医療保険料賦課徴収事務	
③福祉医療費の助成	心身障害者福祉医療助成事業	保険年金課
	重度心身障害者老人等福祉医療助成事業	

# 「笑顔」輝くまち

## 6

### コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立
- 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進
- 6-4 多文化共生社会の構築

## 7

### 地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

## 8

### 健康

- 8-1 市民の健康づくり
- 8-2 医療保険制度の適正運用

## 9

### 子ども・子育て・若者

- 9-1 切れ目のない子育て支援
- 9-2 就学前教育・保育の充実
- 9-3 安心して子育てができる環境づくり
- 9-4 子ども・若者の育成支援

## 10

### 長寿・介護

- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

## 11

### 障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進



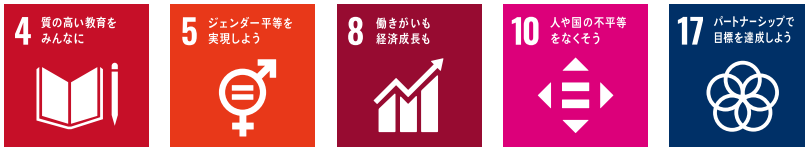
# 9

# 子ども・子育て・若者

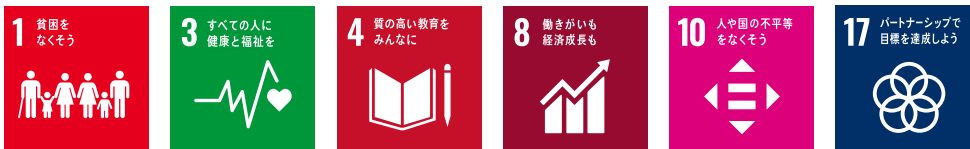
## 9-1 切れ目のない子育て支援



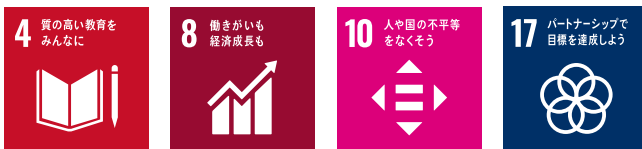
## 9-2 就学前教育・保育の充実



## 9-3 安心して子育てができる環境づくり



## 9-4 子ども・若者の育成支援



### 【分野の計画】

- ・第二期草津市子ども・子育て支援事業計画  
(令和2年度～令和6年度 / 子ども・若者政策課)
- ・草津市子ども・若者計画  
(令和2年度～令和6年度 / 子ども・若者政策課)
- ・草津市障害児福祉計画 (第2期)  
(令和3年度～令和5年度 / 発達支援センター)
- ・草津市教育振興基本計画 (第3期)  
(令和2年度～令和6年度 / 教育総務課)

基本方針

# 9-1 切れ目のない子育て支援

概要

妊娠から子育てまでの切れ目のない相談・支援・情報提供を行い、子育ての不安を軽減します。また、医療機関や子育て支援に関する団体との連携を図ることで、より安心して子育てのできる環境を整えるとともに、市民に取組を認識されるよう周知に努めます。

指標

「切れ目ない子育て支援」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
26.8	27.8	28.8	29.8	30.8

現況

少子化や核家族化、都市化と地域関係の希薄化、若年・高齢出産の増加等により、子育て家庭の抱える課題も多岐に渡ってきており、育児不安等を抱える方も増加しています。

課題

家庭での子育てに不安等があるときに、気兼ねなく相談をしていただける環境を整えるとともに、効果的で切れ目のない子育て支援を実施するために、関係機関とのより緊密な連携強化を図る必要があります。また、子育て支援の取組が市民に十分認識されるよう、周知に努める必要があります。



行政

私たちの  
役割

市民



- 安心して妊娠・出産・子育てができるように切れ目のない相談体制の充実を図ります。
- 親子の交流・仲間づくり、子育て相談、情報提供ができる子育て拠点づくりを行います。
- 支援を必要とする家庭の早期発見に努めます。
- 子どもと養育者の心身の状況および養育状況を把握し、養育者が子どもに適切な関わりができるよう相談支援や情報提供を行います。
- 民生委員・児童委員やまちづくり協議会等と連携し、地域から子育て支援を必要とする家庭の情報収集や、行政からの情報発信を行います。
- 子育てに関する市民活動について、専門的なスタッフの派遣や活動場所等の支援に取り組みます。
- 子育て支援の取組を市民に十分認識されるよう、周知に努めます。

市民・地域

- 子育て相談センター等の相談窓口や、「すこやか訪問」、「乳幼児健診」等の機会を利用し、不安や心配事を解消して、得た情報をうまく子育てに生かします。
- 市から発信される子育て支援に関する情報の取得に努めます。
- 地域の子育ての現状を理解し、必要に応じた協力を行います。

事業者等

- 地域の子育て支援施設は、関係機関と連携し、地域における子育て相談の窓口として相談や情報提供を行います。



施策	概要
①子育て総合相談窓口の充実	妊娠届を受理する際に、すべての妊婦に対して利用計画を作成するとともに、特に支援を必要とするケースにおいては個別の支援プランを作成することで、早期からの支援につなげます。また、子育て相談センターに専門職を配置することにより、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない相談支援をワンストップ*で行う中で、虐待につながる恐れのあるケースについては、関係機関等と早期から連携を深め、見守りや早期介入を図り、虐待防止に努めます。
②母子保健サービスの充実	子どもの健全な育成や健康増進を図るとともに、病気等の予防・早期発見・早期対応、子育てに関する課題の有無等の早期発見・早期対応に努めるため、妊娠・出産・子育てを通して切れ目のない母子保健サービスを提供します。
③子ども・子育て支援、ネットワークの充実	JR草津駅と南草津駅前の子育て支援拠点施設を中心とした市内子育て支援施設を通じて、子育て支援に係る様々な情報や、交流の場を提供するとともに、これを支える関係団体等のネットワークを強化します。

	主要事業	
	名称	担当課
①子育て総合相談窓口の充実	総合相談事業（民生費）	子育て相談センター
	総合相談事業（衛生費）	
②母子保健サービスの充実	乳幼児健診事業	子育て相談センター
	新生児訪問事業（すこやか訪問事業）	
	妊娠・出産包括支援事業	
③子ども・子育て支援、ネットワークの充実	草津っ子サポート事業	子ども家庭課
	育児等支援家庭訪問事業（すこやか訪問事業）	子育て相談センター
	つどいの広場事業	
	子育て支援センター運営事業	
	子育て支援拠点施設運営事業	

基本方針

# 9-2 就学前教育・保育の充実

概要

子どもの発達や特性に応じた質の高い就学前教育・保育の一体的な提供と、保育人材の確保・育成を推進し、子育て期の保護者が安心して仕事や子育てが両立できるよう支援します。

指標

「就学前教育・保育の充実」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
29.5	31.0	32.0	33.0	34.0

現況

子育て世帯の転入や共働き世帯の増加と、就労形態の多様化により保育ニーズが高まり、教育・保育施設の利用者数は増加を続けています。この状況は、特に0～2歳児の低年齢児で顕著になっています。

課題

教育・保育ニーズへの対応として、今後も教育・保育施設の定員や保育士等の人材の確保に取り組むとともに、認定こども園\*への移行等幼保一体化\*を引き続き推進していくことで、就学前の教育・保育環境の質の向上と充実を図ります。



行政

私たちの  
役割

市民



- 教育・保育のニーズを踏まえながら、幼保一体化を推進します。
- 保護者が就労等により家庭で保育することのできない乳幼児に対して、就学前の教育・保育を実施するため、保育ニーズを満たす施設や人材の確保に努めます。
- 人権に根ざした教育・保育を基本とし、質の高い就学前教育・保育の充実を図ります。
- 学校教育法に基づき、幼児期の学校教育を実施します。
- 子どもの育ちをつなぐため、認定こども園・保育所・幼稚園等と小学校との連携・接続を図ります。
- 歴史、自然、文化など地域の特性を生かし、子どもが地域との関わりを通して学べるように努めます。

市民・地域

- 家庭は子どもの豊かな育ちの基盤となることから、子どもとのふれ合いや語らいを大切にし、基本的な生活習慣や社会的マナー等が身につけられるよう努めます。
- 子どもと日々向き合う子育て家庭を社会全体で支え、子どもの健やかな成長と子育て家庭の見守りに努めます。

事業者等

- 市民や地域、企業、関係団体、市等多様な主体が連携・協力し、仕事と家庭の両立や様々な地域活動に取り組むことで、子育て家庭に寄り添った社会の形成に取り組みます。



施策	概要
①質の高い就学前教育・保育の提供	子どもの豊かな育ちや学びを支えるため、教育・保育内容の充実に努めます。また、長期的な視点に立ち、乳幼児期に培われた力や学びの芽生えが小学校以降の学びにつながるよう、連続性・一貫性をもった取組を進めます。また、教育・保育を担う優秀な人材の積極的な確保や育成に努めます。
②就学前教育・保育施設の定員確保	安全・安心な保育環境を確保するとともに、質の高い就学前教育・保育を実現するために認定こども園等の環境整備や定員確保に取り組みます。

	主要事業	
	名称	担当課
①質の高い就学前教育・保育の提供	施設等利用給付事業（民生費）	幼児課
	就学前教育サポート事業（民生費）	
	幼稚園・認定こども園ステップアップ推進事業	
	施設等利用給付事業（教育費）	
	就学前教育サポート事業（教育費）	
	民間保育所・認定こども園運営補助事業	幼児施設課
	民間保育所・認定こども園運営事業	
	家庭的保育事業	
	小規模保育事業	
	保育所・認定こども園管理運営事業	
幼稚園・認定こども園管理運営事業		
②就学前教育・保育施設の定員確保	園舎整備事業	幼児施設課

基本方針

# 9-3 安心して子育てができる環境づくり

概要

安心して子育てができるよう、児童虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。また、ひとり親家庭や経済的困窮家庭、発達支援が必要な子どものいる家庭等への相談・支援を充実させるほか、子育ての経済的負担の軽減や、児童育成クラブの充実と施設の整備を図ります。

指標

子育てしやすいと思う  
市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
87.5	87.6	87.7	87.8	88.0

現況

子育ての悩みがある家庭やひとり親家庭、経済的困窮家庭における支援ニーズが多様化、複雑化し、児童虐待相談も増加しています。また、放課後児童の居場所に対する需要が増加しています。

課題

妊娠期から社会的自立に至るまで、包括的な支援を行い、支援につながりにくい子どもや家庭に対しても、適切な支援につなぐことのできる体制づくりを進める必要があります。また、児童育成クラブの整備と多様なニーズへのさらなる対応が必要となっています。

興

行政

私たちの  
役割

市民



- 児童育成クラブの充実と施設整備を図ります。
- ひとり親家庭や経済的困窮家庭、発達支援が必要な子どものいる家庭等に対し、各家庭の困難な状況に応じた支援を行います。
- 児童虐待防止の広報、啓発等に努めるとともに、通告等に対して迅速に対応するための相談窓口の充実を図ります。
- 地域ぐるみの子育てを進めていくため、子育てに関する情報の地域への提供や連携を積極的に行います。
- 子育ての経済的負担や不安を軽減します。

市民・地域

- 保護者や家族、地域が協力して、見守り、ともに遊び学んで、愛情豊かに子どもの育ちを支えます。
- 子どもの人権と安全を守る意識を持ち、安全パトロールや見守り活動の取組に積極的に参加します。
- 保護者も地域でのかかわりの中で、子育てについて学びます。
- 児童虐待など気になる家庭がある場合は、連絡（通告）するとともに、常に子どもを虐待から救うため行動します。

事業者等

- 仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに取り組みます。
- 児童虐待防止等の啓発活動に積極的に参加します。
- 子ども・子育て支援に積極的に協力します。



施策	概要
①児童虐待の防止と早期発見・早期対応	児童虐待の防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、子どもとその家族の安心できる生活のための支援として、必要な相談体制の充実や関係機関等の連携を強めます。
②ひとり親家庭や経済的困窮家庭等への支援の充実	ひとり親家庭等の自立と生活の安定のため、相談体制、経済的支援や日常生活の支援等の充実を図ります。また、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、将来の夢や目標の実現に向かっていけるよう、子どもの貧困対策や子どもの居場所づくりを進めます。
③発達障害児等への支援の充実	発達障害等がある等、支援が必要な子どもとその家庭に寄り添い、早期に専門的な療育につなぐとともに、医療、保育、教育、福祉、就労等の多様な関係機関と連携しながら、個々のニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を進めます。
④児童育成クラブの充実	子どもが安全で安心でき、健やかに育まれる放課後の活動場所の確保のため、多様な保育ニーズに対応できる児童育成クラブの充実と施設の整備を図ります。
⑤子育てに伴う経済的負担の軽減	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給や乳幼児・小中学生の医療費助成等を行います。

	主要事業	
	名称	担当課
①児童虐待の防止と早期発見・早期対応	養育支援ヘルパー派遣事業	家庭児童相談室
	家庭児童相談指導事業	
②ひとり親家庭や経済的困窮家庭等への支援の充実	児童扶養手当給付事業	子ども家庭課
	母子生活支援施設入所事業	
	ひとり親家庭等支援事業	
	ひとり親家庭等就業支援事業	
	母子家庭福祉医療助成事業	保険年金課
③発達障害児等への支援の充実	発達支援センター運営事業	発達支援センター
	湖の子園運営事業	
④児童育成クラブの充実	児童育成クラブ運営事業	子ども・若者政策課
⑤子育てに伴う経済的負担の軽減	児童手当および特例給付事業	子ども家庭課
	乳幼児福祉医療助成事業	保険年金課
	小中学生医療助成事業	

基本方針

# 9-4 子ども・若者の育成支援

概要

教育環境や体験、他者との交流の機会を充実し、子ども・若者の生きる力の育成と社会とのつながりづくりを支援します。また、教育や福祉等の様々な分野の関係機関や地域、NPOや市民活動団体、企業等と連携し、相談体制や支援ネットワークの構築等により、ひきこもり等の困難を有する子ども・若者や家族への切れ目のない支援を充実します。

指標

「子ども・若者の育成支援」に満足している市民の割合 (%)	R2	R3	R4	R5	R6
	17.0	17.7	18.4	19.1	19.8

現況

核家族化や労働環境の変化、技術革新による情報化など、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化し、様々な困難や課題に対応できずにいる子ども・若者が増え、ひきこもり等の問題が生じています。

課題

子ども・若者が多様な価値観に出会い、自己形成のきっかけとなる機会の確保や、社会的に自立した個人として成長できる環境づくりが必要です。また、年齢によって支援が分断されないよう幅広いステージへの包括的かつ一体的な支援や、多様な社会参加の場や居場所の充実等の支援が必要です。

行政

私たちの役割

市民



- 社会参加の意識等を育む教育や健康教育、家庭教育への取組や、様々な体験活動や社会活動を通じて、子ども・若者の健やかな育成を推進します。
- 教育や福祉などの様々な分野が連携し、切れ目のない支援を充実させます。
- 子ども・若者の育成支援に取り組む地域や団体と連携し、当事者の個性や能力に合わせた多様な社会参加の場や居場所を充実させます。
- 子ども・若者の生きる力を地域社会で育み、社会全体で保護・育成する環境づくりを進めます。

市民・地域

- 子ども・若者が地域で孤立することがないように、ひきこもり等の困難な状況への理解を深め、健やかな育ちを見守り、支えます。
- 子ども・若者が地域行事に参加しやすい環境を整え、地域における子ども・若者の居場所づくりを進めます。

事業者等

- 家庭・学校・地域や関係機関等との連携を強めて青少年の健全育成を図ります。
- 体験活動や社会活動の機会の提供、能力や適性に応じた職場環境の提供など、子ども・若者が自らの力で歩む力を育むための環境づくりを推進します。
- 社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者への継続的・専門的な支援を推進します。





施策	概要
----	----

<p><b>①子ども・若者が社会生活を円滑に営むための支援の推進</b></p>	<p>社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者について、教育や福祉、雇用、コミュニティなどの様々な分野の関係機関や地域、団体が連携した支援を行うとともに、社会全体の理解を促進します。また、地域や団体と連携し、地域行事や体験活動、社会活動への参加を通じて、地域における子ども・若者の居場所の充実を進めます。</p>
--	--

<p><b>②青少年健全育成の推進</b></p>	<p>青少年の健やかな成長を阻害する環境から青少年を守るとともに、青少年の自らがもつ力を発揮しながら、たくましく生きることができる環境整備を図るため、地域・学校・関係機関が連携し、啓発活動や青少年への教育活動を進めます。また、相談業務や支援プログラムを実施し、非行からの立ち直りを支援します。</p>
---------------------------	--

	主要事業	
	名称	担当課
①子ども・若者が社会生活を円滑に営むための支援の推進	子ども・若者育成支援推進事業	子ども・若者政策課
②青少年健全育成の推進	青少年育成活動事業	子ども家庭課
	少年センター管理運営事業	

# 「笑顔」輝くまち

6

## コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立
- 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進
- 6-4 多文化共生社会の構築

7

## 地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8

## 健康

- 8-1 市民の健康づくり
- 8-2 医療保険制度の適正運用

9

## 子ども・子育て・若者

- 9-1 切れ目のない子育て支援
- 9-2 就学前教育・保育の充実
- 9-3 安心して子育てができる環境づくり
- 9-4 子ども・若者の育成支援

10

## 長寿・介護

- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

11

## 障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進

## 10-1 いきいきとした高齢社会の実現



## 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援



## 【分野の計画】

- ・草津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画  
【草津あんしんいきいきプラン第8期計画】  
(令和3年度～令和5年度 / 長寿いきがい課・介護保険課)
- ・草津市認知症施策アクション・プラン【第3期計画】  
(令和3年度～令和5年度 / 長寿いきがい課・介護保険課)

## 基本方針

# 10-1 いきいきとした高齢社会の実現

### 概要

いきいきとした高齢社会の実現のため、健康寿命\*の延伸に向け、高齢期の健康づくりや介護予防の取組を推進するとともに、就労やボランティア活動、コミュニティ活動など高齢者の社会参加を促進する取組を進めます。

### 指標

「いきいきとした高齢社会の実現」  
に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
27.5	29.0	30.5	32.0	33.5

### 現況

高齢期の健康づくりや介護予防に向けて、地域において住民主体の体操・通いの場の促進やリーダーの育成に取り組み、生きがいや社会交流の活性化につながる仕組みづくりを進めています。

### 課題

高齢期にある人が、知識や経験・技能を生かした社会参加が継続できる機会の充実や、より多くの方が、主体的に自らの健康の維持や社会活動に取り組める仕組みづくりが必要となっています。



行政

私たちの  
役割

市民



- 高齢期の社会参加活動等への取組に対して、情報提供や活動グループの紹介など必要な支援を行います。
- 介護予防のための情報提供や、活動グループへの支援を行い、支え合いの中で介護予防に取り組む地域づくりを推進します。
- 健康増進に関する情報や機会の提供に努めます。
- 老人クラブ等の活動を支援します。

市民・地域

- 「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、健康の保持増進に努め、自ら介護予防に取り組みます。
- 高齢期においても、自らの生きがいづくりに向けて、地域活動やボランティア活動等に可能な範囲で主体的に取り組めます。

事業者等

- 意欲ある高齢者の雇用に努めます。



施策	概要
----	----

<p><b>① 高齢者の生きがいがづくり・社会参加の促進</b></p>	<p>生きがいがづくりや健康の保持増進につなげるため、就労やボランティア活動等への参加の機会拡充に努めます。</p>
--------------------------------------	--

<p><b>② 高齢者の健康づくり・介護予防の推進</b></p>	<p>要支援・要介護状態になることを予防し、元気でいきいきとした生活を送れるよう、介護予防の知識普及や地域での介護予防事業の展開等に努めます。</p>
-----------------------------------	---

	主要事業	
	名称	担当課
① 高齢者の生きがいがづくり・社会参加の促進	シルバー人材センター運営・活動事業	商工観光労政課
	ロクハ荘管理運営事業	長寿いきがい課
	なごみの郷管理運営事業	
② 高齢者の健康づくり・介護予防の推進	介護予防普及啓発事業	長寿いきがい課
	地域介護予防活動支援事業	
	高齢者フレイル予防事業	
	地域サロン推進事業	

基本方針

# 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

概要

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、介護サービスの充実や医療と介護の切れ目ない提供体制の構築、地域での支え合いの体制づくりに取り組みます。また、認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

指標

「あんしんできる高齢期の生活への支援」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
25.9	26.6	27.3	28.0	29.0

現況

誰もが安心して高齢期を迎えられ、最期まで自分らしく暮らし続けられるよう、介護サービスの充実とともに、地域で支え合える仕組みづくりを進めています。また、高齢化の進展に伴い、心身の変化や認知症等により支援や介護が必要になる人の増加が見込まれています。

課題

住み慣れた地域で尊厳ある自立した生活を継続できるよう、適切なサービスの提供に努め、地域包括ケアシステム\*を推進し、介護予防や支え合いの体制づくり、認知症施策への取組を一層進める必要があります。

興

行政

私たちの  
役割

市民



- 保健・医療・福祉の関係機関の連携および地域、行政との連携による地域包括ケア体制を整えます。
- 介護サービスの充実を図ります。
- 相談窓口である地域包括支援センターの周知を図るとともに、他の相談窓口との連携を推進します。
- 認知症があっても安心して生活できるまちづくりを進めます。
- 多様な主体とともに、介護予防・生活支援につながる活動やサービスの充実を促す体制づくりを進めます。

市民・地域

- 介護が必要となった場合でも、適切なサービスを利用して、有する能力を生かし意欲的に生活を続けます。
- 高齢期にある人が、家庭や地域で役割や居場所があり、生きがいを持って生活できるよう、お互いに見守り支え合います。

事業者等

- 地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進に向け、様々な観点から、高齢者のニーズに対応します。
- 介護保険サービスに関する情報の提供や、相談受付窓口、苦情受付窓口の整備を進めます。



施策	概要
①地域包括ケアシステムの深化・推進	安心な生活の継続に向けお互いに支え合う地域づくりを推進するとともに、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく日常生活が送れるよう、家族や地域、医療機関・介護の人材が連携して、在宅生活を支援するサービスを包括的に提供できる体制を整えます。
②認知症施策の推進	認知症についての正しい理解の促進と予防への取組を進め、認知症の人も地域で暮らす一員としての見守りや交流の広がりをつくとともに、医療機関・地域包括支援センター・サービス事業所・地域・その他認知症の人およびその家族の支援者とのネットワークを強化することで、早期発見・支援体制の構築を図ります。
③介護サービスの充実	要支援・要介護の状態にあっても、誰もがその人らしく豊かな高齢期を過ごすことができるよう、介護サービスの適正水準の維持・向上を図ります。
④介護保険制度の適正運用	介護保険制度等の理解促進と利用支援、要介護認定、ケアマネジメント*、事業者のサービス提供体制および介護報酬請求においてチェック体制を整備し、適正化の取組を進めます。

	主要事業	
	名称	担当課
①地域包括ケアシステムの深化・推進	高齢者総合相談・支援事業	地域保健課
	生活支援体制整備事業	地域保健課・長寿いきがい課
	在宅医療・介護連携推進事業	長寿いきがい課
②認知症施策の推進	認知症総合支援事業	地域保健課・長寿いきがい課
	認知症施策推進事業	長寿いきがい課
	権利擁護事業	
	高齢者成年後見制度利用支援事業（特別会計）	
③介護サービスの充実	居宅介護サービス給付事業	介護保険課
	地域密着型介護サービス給付事業	
	施設介護サービス給付事業	
④介護保険制度の適正運用	介護保険制度啓発普及事業	介護保険課
	介護認定事務	
	介護給付費等適正化事業	

# 「笑顔」輝くまち

6

## コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立
- 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進
- 6-4 多文化共生社会の構築

7

## 地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8

## 健康

- 8-1 市民の健康づくり
- 8-2 医療保険制度の適正運用

9

## 子ども・子育て・若者

- 9-1 切れ目のない子育て支援
- 9-2 就学前教育・保育の充実
- 9-3 安心して子育てができる環境づくり
- 9-4 子ども・若者の育成支援

10

## 長寿・介護

- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

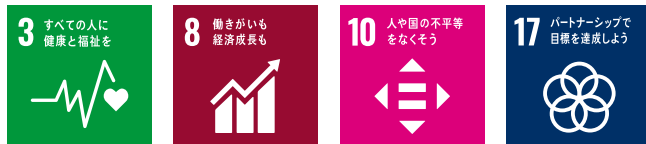
11

## 障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進



## 11-1 共に生きる社会の推進



## 【分野の計画】

- 第2次草津市障害者計画  
(平成30年度～令和5年度 / 障害福祉課)
- 第6期草津市障害福祉計画  
(令和3年度～令和5年度 / 障害福祉課)

基本方針

# 11-1 共に生きる社会の推進

## 概要

地域における障害のある人を取り巻くサービス提供基盤の強化や人材の育成、社会参加の促進を行うことで、地域に暮らす誰もが互いを尊重し安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

## 指標

「共に生きる社会の推進」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
18.2	19.8	21.4	23.0	24.6

## 現況

障害のある人が地域に居住し、日常生活や社会生活を営むことができるよう支援の充実を図っています。

## 課題

障害と障害のある人へのさらなる理解促進や施設整備などの生活支援体制の整備により、誰もが互いを尊重し安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。



興行行政

私たちの  
役割

市民



- 障害の特性に応じたサービスの充実と細やかな相談支援により、より良いサービス提供体制の構築に努めます。
- 地域生活の場の整備や、事業所間の連携強化を図り、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- 障害のある人が社会参加できる環境を整え、個々の能力を発揮できる機会づくりに努めます。
- ふれあい・交流の場づくりに努めるとともに、様々な機会を利用して、障害と障害のある人についての理解の促進に努めます。

市民・地域

- 障害者自らの意思に基づいて、自己実現と社会参加のため積極的に行動します。
- 障害のある人の社会参加をサポートするボランティア活動等に参加します。
- ふれあい・交流の機会に積極的に参加し、バリアフリーやノーマライゼーション\*の意識を高めます。

事業者等

- 障害のある人の雇用を促進し、個性と能力を生かした就労を継続的にサポートするとともに、働きやすい職場環境の整備を進めます。
- 家族へのサポート・相談の充実を図ります。
- 障害者福祉事業を営む事業者はニーズに即したサービス量の確保と、サービスの質の確保、向上を図ります。



施策	概要
①障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実	生活支援や就労支援等、細やかな相談支援によるサービス提供や、施設整備支援を行うとともに、遊ぶ・学ぶ等の諸活動に誰もが自らの意思で安心して参加・参画できるよう支援を進めます。
②障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持	障害者福祉センターを核とした多様なふれあい・交流や知識普及と意識啓発により、障害と障害のある人についての理解促進を図るとともに、障害のある人の尊厳の保持に努めます。
③福祉のまちづくりの推進	地域で安心して生活できるよう関係機関と連携して、ハード面でのバリアフリー化を進めるとともに、遊ぶ・学ぶ等の諸活動に安心して参加・参画できるよう、外出支援やコミュニケーション支援等ソフト面での充実を図ります。

	主要事業	
	名称	担当課
①障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実	居宅介護事業	障害福祉課
	サービス利用計画事業	
	生活介護事業	
	就労継続支援事業	
	就労移行支援事業	
②障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持	障害者就労促進事業	障害福祉課
	成年後見制度利用支援事業	
	障害者虐待防止対策支援事業	
③福祉のまちづくりの推進	障害者福祉センター管理運営事業	障害福祉課
	コミュニケーション支援事業	
	障害者等個別移動支援事業	

